

高浜市公契約条例の手引き

令和 7 年 1 0 月

高浜市

目 次

1	公契約条例制定の目的	3
2	用語の定義	3
3	公契約条例の概要	3
4	適用範囲	5
5	支払賃金の算出方法（最低賃金・最低労働賃金）	6
6	労働環境確認報告書の作成及び提出	7
7	労働者への周知	7
8	労働者の申出等	8
9	是正措置等	8
10	不適切な労働環境等に対する措置	8

資料・様式

様式第1（その1）（第5条関係）	10
様式第1（その2）（第5条関係）	12
様式第2（第6条関係）	14
様式第3（第7条関係）	15
様式第4（第7条関係）	16

1 公契約条例制定の目的

国や地方公共団体などの公的機関が締結する工事、売買、請負その他の契約等の契約を公契約といいます。

この条例は、公契約に関する基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正な履行の確保、労働環境の整備を図り地域経済の活性化による豊かな地域社会の実現を目的としています。

2 用語の定義

高浜市公契約条例における用語の定義は、以下の通りです。

用 語	定 義
公契約	市が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきもの
市長等	市長及び水道事業管理者の権限を行う市長
受注者	市と公契約を締結する者
下請負者	市以外の者から公契約業務の一部を受注する者
受注者等	受注者及び下請負者
労働者	①労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者であつて、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。） ②自らが提供する労務の対価を得るために受注者等との請負の契約により公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者

3 公契約条例の概要

高浜市公契約条例の内容は、以下のとおりです。

条 項		概 要
第 3 条	基本方針	市は以下の事項を基本方針として公契約に係る事務を実施する。

		①公契約の適正な履行並びに公共事業等の良好な品質を確保すること。 ②公契約の過程及び内容の透明性を確保するとともに不正行為の排除を徹底すること。 ③適正な労働環境を整備すること。 ④地域経済及び地域社会の健全な発展を推進すること。
第4条	市の責務	市は第1条の目的を達成するため、第3条の基本方針に基づき必要な取組を実施する。
第5条	受注者等の責務	受注者等は第1条の目的を踏まえ、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。 受注者等は公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならない。
第6条	公契約の適正な履行	市長等は公契約の適切な履行を確保するため、価格や品質等の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。 市長等は予定価格を算出するにあたり、市場における取引価格等を的確に反映して積算しなければならない。 受注者等は労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。
第7条	適正な公契約の締結	市長等は適正な時期に適正かつ合理的な規模で公契約を締結しなければならない。 市長等は公契約の締結に当たり、適正な契約方法を採用するとともに公正な競争の下で行わなければならない。
第8条	適正な労働環境の整備	受注者等は労働基準法等の法令を遵守し、労働者の適正な労働環境を整備しなければならない。
第9条	労働環境の確認	市長等は規則で定める公契約（以下「特定公契約」という。）に係る受注者等に対し、適正な労働条件・労働環境の整備が図られていることを確認するために必要な報告を求めるものとする。
第10条	労働者への周知	対象の受注者等は次に掲げる事項について特定公契約が行われる場所に掲示するか、書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。 ①対象労働者の範囲 ②愛知県の地域別最低賃金 ③第11条の申出をする場合の申出先 ④第11条の申出をしたことを理由に不利益な取扱いをしてはならないとされていること。
第11条	労働者の申出等	対象労働者は賃金や契約代金が支払われるべき日に支払われていない場合や、賃金の額が愛知県の地域別最低賃金を下回る場合は市長等又は対象受注者等にその事実を申し出ることができる。
第12条	不利益取扱いの禁止	対象受注者等は、対象労働者から第11条の申出があった場合は誠実に対応し、対象労働者に対し理由に不利益な取扱いをしてはならない。

第13条	是正措置等	市長等は第9条の労働環境の確認または第11条の申出による確認の結果、労働環境が整備されていないと認められるときは、対象受注者等に対し是正するよう指導する。 指導を受けた受注者等は、速やかに是正措置を講ずるとともに講じた措置とその結果を市長等に報告しなければならない。 市長等は必要があると認めるときは措置報告の内容について説明を求めることができる。 市長等は対象受注者等が次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格停止の措置を講ずることができる。 ①第9条の労働環境に係る報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。 ②市からの是正の指導に従わないとき。 ③是正措置報告をしない、または虚偽の報告をしたとき。
第14条	委任	条例で定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

4 適用範囲

1 公契約条例の適用範囲

高浜市公契約条例第9条で定める公契約（特定公契約）は次のいずれかに該当するものとします。

公契約の種類	適用範囲
工事の請負契約	予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
業務の委託契約	予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務のいずれかに該当する契約 ①市の事務又は事業の用に供する建物およびその敷地（以下「公共施設等」という。）の清掃業務 ②公共施設等の窓口業務 ③給食の調理業務 ④用務員業務

※1 予定価格の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額です。なお、業務においては1年以下の契約にあたっては当該予定価格、委託契約において1年を超える契約にあたっては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額とします。

※2 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の種別に関わらず適用となります。

※3 上記の契約は、条例第9条から第13条の規定が適用されます。

※4 上記の契約は、特定公契約である旨を入札公告、指名通知書等に記載し、受注者に通知します。受注者は特定公契約であることを確認した上で、参加することになります。

※5 受注者は、業務の一部を下請負者に請け負わせる場合は、特定公契約であることを下請負者に周知する必要があります。

2 特定公契約において受注者等が行う手続き

- ①労働環境確認報告書の作成・提出
 - ②労働者への周知
 - ③（必要な場合）是正措置、是正措置に関する報告の作成・提出
- 詳しくは、p. 7「6 労働環境確認報告書等の作成及び提出」以降をご確認ください。

3 適用労働者の範囲

（1）特定公契約の規定が適用される労働者は、次のとおりです。

- ①労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事するもの（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）
- ②自らが提供する労務の単価を得るために受注者等との請負の契約により公契約に係る業務を請け負い、又は受託するもの

※1 特定公契約に従事する労働者であれば、受注者に雇用される労働者だけでなく、下請負者に雇用される労働者に対しても適用されます。

（2）次に掲げる者は、特定公契約の規定を受ける労働者に該当しません。

- ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
- ・労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）
最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・特定公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
- ・受注者が労働者との合意の下で見習い又は未熟練労働者と判断する者、及び年金等の受給のために報酬を調整している者
- ・工事請負契約の場合の現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者
- ・特定公契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

5 支払賃金の算出方法（最低賃金・最低労働賃金）

従業員の賃金が最低賃金以上かどうかの確認について、毎月支払われる基本的な賃金で確認し、賞与、時間外勤務手当、勤務手当、家族手当など臨時で支払われる手当等は除外されます。

なお、愛知県の最低賃金（令和7年10月18日時点）は1,140円です。

■最低賃金以上か確認する方法

①月給制の場合

月給 ÷ 1 か月平均の所定労働時間 ≥ 最低賃金（時間額）

※所定労働時間とは休憩時間を除く始業時間から就業時間までの時間をいいます。

②日給制の場合

日給 ÷ 1 日の所定労働時間 ≥ 最低賃金（時間額）

※ただし日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には

日給 ≥ 最低賃金（日額）

③時給制の場合

時間給 ≥ 最低賃金（時間額）

■除外される手当等

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与）、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、精勤手当・皆勤手当、通勤手当、家族手当

■参考

厚生労働省HP 最低賃金額以上かどうかを確認する方法

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm>

6 労働環境確認報告書の作成及び提出

特定公契約に該当する契約を締結する受注者等は、労働環境確認報告書の提出が必要です。契約締結後、速やかに提出してください。また、提出した労働環境確認報告書の内容に変更があった場合も速やかに提出をお願いします。

■ 提出書類 様式第1 労働環境確認報告書

■ 提出場所 発注グループ（特定公契約の発注を行ったグループ）

■ 提出期限 契約締結後速やかに提出すること

※下請負者は、労働環境確認報告書を受注者に提出してください。

受注者は、下請負者の労働環境確認報告書とともに発注グループへ提出してください。

7 労働者への周知

受注者等は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が行われる作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付するなど周知を徹底してください。

- 対象労働者の範囲
- 愛知県の地域別最低賃金
- 条例第11条の申出をする場合の申出先

- 条例第 11 条の申出をしたことを理由に、解雇、契約の解除、その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること

8 労働者の申出等

特定公契約に従事する労働者は、賃金及び契約代金が支払われるべき日に支払われていない場合や支払われた賃金の額が愛知県の地域別最低賃金を下回る場合、市長等又は受注者等に申し出ることができます。

なお、受注者等は、上記の申出があった場合は誠実に対応するとともに、当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し不利益な取扱いをしてはなりません。

- 提出書類 様式第 2 賃金等に係る申出書
- 提出場所 高浜市役所総務部財務グループ（契約・検査担当）または受注者（下請負者）

9 是正措置等

労働環境確認報告書に基づく労働環境の確認や特定公契約に従事する労働者からの申出による確認の結果、労働環境が整備されていないと認められるときは、是正するよう市より指導を行います。指導を受けた受注者等は、速やかに是正措置を講ずるとともに、講じた措置とその結果を報告しなければなりません。

- 提出書類 様式第 4 是正措置報告書

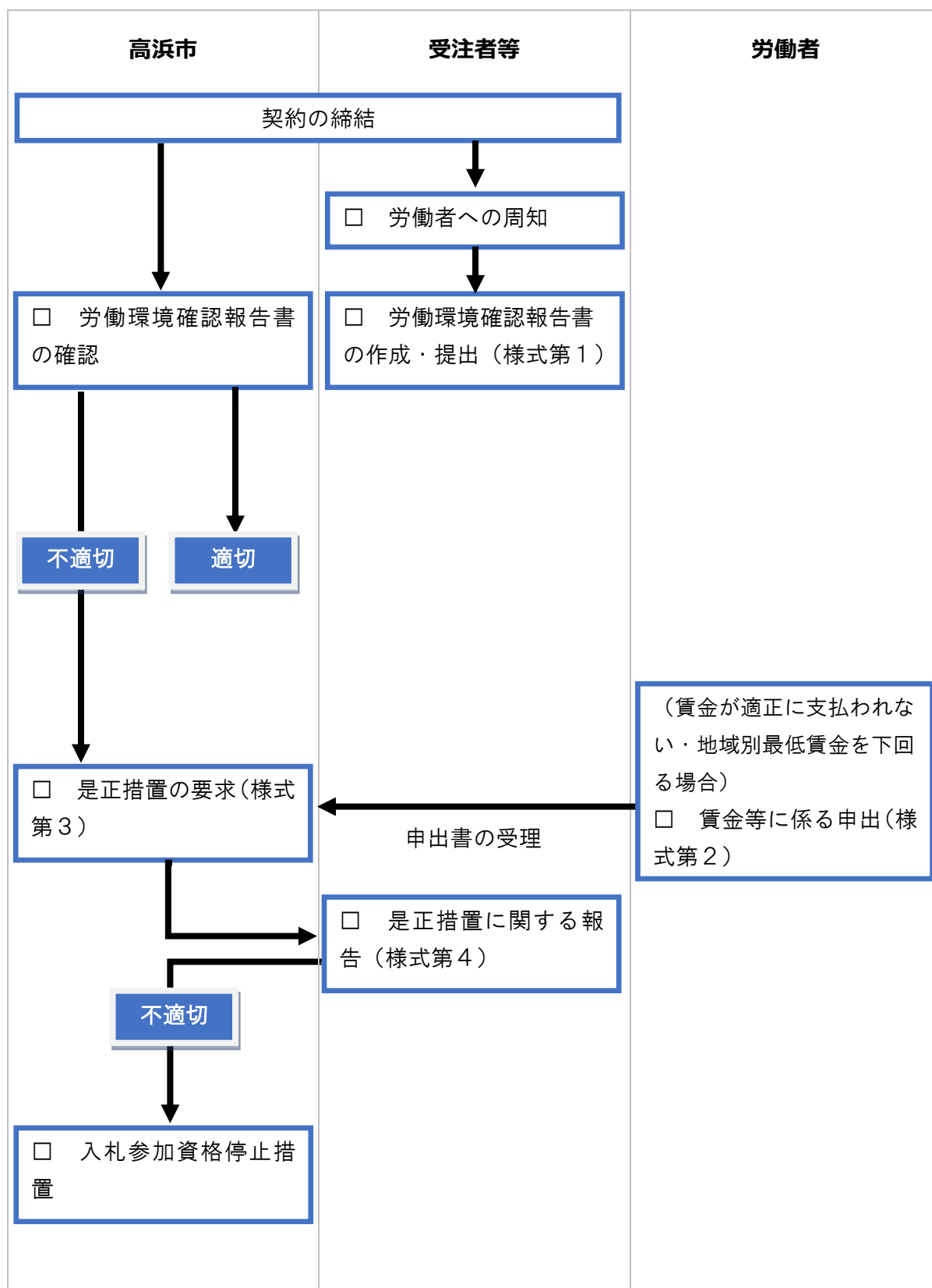
※報告の内容について説明を求めることがあります。

10 指名停止措置

特定公契約において受注者等が次のいずれかに該当するときは、入札参加資格停止の措置を講ずる場合があります。

- ① 労働環境確認報告書を提出しない、又は虚偽の報告をしたとき。
- ② 市長等による是正の指導に従わないとき。
- ③ 是正措置に関する報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき。

特定公契約に関する手続きの流れ



※下請負者は、労働環境確認報告書を受注者に提出してください。

受注者は、下請負者の労働環境確認報告書とともに発注グループへ提出してください。

労働環境確認報告書（工事）

年 月 日

高 浜 市 長 様

本契約に係る工事に従事する労働者の労働条件は、下記のとおりです。

提 出 者

商号又は名称

代 表 者 氏 名

担当者・連絡先

契約案件名：

回答欄に「○」または「×」、該当しない場合には「－」を記入してください。

区分	項 目	回答
労働条件	① 労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示（就業規則の提示、労働条件通知書の交付等）している。	
	② 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっている。	
	③ 36協定を労働基準監督署に届出ている。また、その運用を含め労使協定は適正な内容となっている。	
	④ 就業規則を労働基準監督署に届出ている。また、労働者に対し周知（作業所に掲示、書面にて交付等）している。	
	⑤ 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適正な記載事項で整備している。	
	⑥ 労働時間及び時間外労働時間について客観的な記録を基に管理している。	
	⑦ 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録している。	
	⑧ 休暇・休日の取得状況を適切に管理している。	
	⑨ 労働保険及び社会保険の加入手続きを適正に行っている。	
安全衛生	⑩ 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制（衛生管理者、産業医等）を整備している。	
	⑪ 毎年定期的、かつ採用時に健康診断を実施している。	
	⑫ 衛生管理者等に対し、安全教育等を実施している	
	⑬ 事故報告書等の記録など、業務災害への対策等は適正に整備されている。	
賃金	⑭ 賃金台帳等に基づいた適正な計算により支払いを行っている。	
	⑮ 時間外・休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っている。	
	⑯ 賃金について通貨で全額を労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。	
	⑰ 本契約における工事に従事する労働者に対し、地域別最低賃金以上の賃金を支払っている。	
	⑱ 本契約における工事に従事する労働者（工種ごと）の最低労働賃金単価はいくらですか。	下記記入

下請負	⑱ 本契約に係る工事に下請負者がある場合、公契約の主旨を説明し、理解を得ている。	
	⑳ 下請負者との契約において、市場価格と照らし合わせ適切な金額で契約をしている。	

【特記事項】※回答が「×」の場合、その理由及び改善予定等を記入してください。

--

労働者の確保計画

工 種	職 種	員 数	最低労働賃金単価 (1日当たり)	施工業者名 (元請・下請会社名)

[対象とする労働者の範囲]

本契約における工事に主として従事する労働者（元請け、下請け問わず）で、公共工事設計労務単価で区分される51業種に該当する労働者としてします。

※現場代理人・監理技術者・主任技術者・会社役員等は含みません。

※雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事している者について記入してください。

[最低労働賃金単価について]

対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

以下の構成により算出した額を、会社所定の1ヶ月の労働日数により日単位に換算します。

（基本給相当額）・（基準内手当）・（臨時の給与（賞与等））・（実物給与）の合計額

※基準内手当とは、家族手当（扶養手当）・通勤手当・都市手当（地域手当）・住宅手当・現場手当・技能手当・精勤手当等となります。

様式第 1（その 2）（第 5 条関係）

労働環境確認報告書（業務）

年 月 日

高 浜 市 長 様

本契約に係る業務に従事する労働者の労働条件は、下記のとおりです。

提 出 者

商号又は名称

代 表 者 氏 名

担当者・連絡先

契約案件名：

回答欄に「○」または「×」、該当しない場合には「－」を記入してください。

区分	項 目	回答
労働条件	① 労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示（就業規則の提示、労働条件通知書の交付等）している。	
	② 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっている。	
	③ 36協定を労働基準監督署に届出ている。また、その運用を含め労使協定は適正な内容となっている。	
	④ 就業規則を労働基準監督署に届出ている。また、労働者に対し周知（作業所に掲示、書面にて交付等）している。	
	⑤ 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適正な記載事項で整備している。	
	⑥ 労働時間及び時間外労働時間について客観的な記録を基に管理している。	
	⑦ 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録している。	
	⑧ 休暇・休日の取得状況を適切に管理している。	
	⑨ 労働保険及び社会保険の加入手続きを適正に行っている。	
安全衛生	⑩ 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制（衛生管理者、産業医等）を整備している。	
	⑪ 毎年定期的、かつ採用時に健康診断を実施している。	
	⑫ 衛生管理者等に対し、安全教育等を実施している	
	⑬ 事故報告書等の記録など、業務災害への対策等は適正に整備されている。	
賃金	⑭ 賃金台帳等に基づいた適正な計算により支払いを行っている。	
	⑮ 時間外・休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っている。	
	⑯ 賃金について通貨で全額を労働者に直接、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	

	⑰ 本契約における業務に従事する労働者に対し、地域別最低賃金以上の賃金を支払っている。	
下 請 負	⑱ 本契約に係る業務に下請負者がある場合、公契約の主旨を説明し、理解を得ている。	
	⑲ 下請負者との契約において、市場価格と照らし合わせ適切な金額で契約をしている。	

【特記事項】 ※回答が「×」の場合、その理由及び改善予定等を記入してください。

--

様式第 2（第 6 条関係）

年 月 日

賃 金 等 に 係 る 申 出 書

（宛先）

申出者 住 所
氏 名

私に支払われた次の労働報酬について、

（愛知県の地域別最低賃金を下回っているため、
賃金が支払われるべき日において、支払われるべき賃金が支払われていないため、）

高浜市公契約条例第 1 1 条の規定により申し出ます。

契 約 名	
支 払 者	
支 払 日	年 月 日
労 働 報 酬 額	円
特 記 事 項	

様式第 3 （第 7 条関係）

年 月 日

是正措置を求める通知書

様

高浜市長

特定公契約における労働環境について、次のとおり是正措置を講ずるよう高浜市
公契約条例第 13 条第 1 項の規定により求めます。

契 約 名	
是正措置を求め る事項	
連 絡 先	担当 電話

様式第 4（第 7 条関係）

年 月 日

是正措置報告書

（宛先）

報告者 所 在 地
（受注者）氏名・名称
代 表 者

高浜市と締結した特定公契約における、労働環境に関する是正措置については、高浜市公契約条例第 13 条第 2 項の規定に基づき改善を図りましたので次のとおり報告します。

契約名：

区分	講じた是正措置の内容及び結果	措置日